

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(五件)
 - ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課・市街地整備部企画課)……
 - 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)
 - ……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……
 - 都市計画事業の認可
 - ……(都市整備局都市基盤部街路計画課)……
 - 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定
 - ……(都市整備局市街地建築部建築企画課)……
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定
 - ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)
 - ……(同)……
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(四件)
 - ……(同)……
 - 都道(首都高速道路)の区域変更
 - ……(建設局道路管理部路政課)……
 - 開発行為に関する工事完了(二件)
 - ……(都市整備局多摩

告示

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課……二
 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止………
 ……(水道局)………

●東京都告示第二百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
 項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京
 都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項
 において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
 同条第二項の規定により縦覧に供する。
 平成三十年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 東京都市計画地
 区計画

環状第二号線
 新橋・虎ノ門
 地区地区計画

変更する部分

港区新橋四丁目、西新橋二丁目、
 虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎
 ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地下
 二階北側)及び港区役所

二 関係図書の縦覧
 場所
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)及び港区役所

●東京都告示第二百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
 項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京
 都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項
 において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、

同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 東京都市計画地
 区計画

新宿六丁目地
 地区区計画

変更する部分

葛飾区新宿六丁目地内

二 関係図書の縦覧
 場所
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)及び葛飾区役所

●東京都告示第二百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
 項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京
 都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項
 において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
 同条第二項の規定により縦覧に供する。
 平成三十年三月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 東京都市計画用
 途地域

第一種低層住
 居専用地域

削除する部分

品川区西大井四丁目、世田谷区若
 林五丁目、梅丘二丁目、梅丘三丁
 目、豪徳寺二丁目、宮坂一丁目、
 渋谷区富ヶ谷二丁目、上原二丁目、
 中野区沼袋一丁目、沼袋二丁目、
 沼袋三丁目、沼袋四丁目、練馬区
 小竹町一丁目及び小竹町二丁目各

三 事業施行期間 平成二十一年八月十三日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第二百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第二百三十八号東村山都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年三月七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画緑地事業第十号せせらぎの郷多摩湖緑地
- 三 事業施行期間 平成二十五年三月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 平成二十五年東京都告示第二百三十八号の事業地のうち、東村山市多摩湖町二丁目地内において事業地を変更する。

●東京都告示第二百九十五号

使用の部分 変更なし

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年三月七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十八号線
- 三 事業施行期間 平成三十年三月七日から平成三十六年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 江戸川区上篠崎二丁目、上篠崎二丁目及び篠崎町一丁目各地内

使用の部分 なし

●東京都告示第二百九十六号

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月七日

- 東京都知事 小池 百合子
- 区市 指定する区域
- 板橋区 東山町、大谷口北町、小茂根二丁目、小茂根二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目及び大谷口二丁目各地内

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

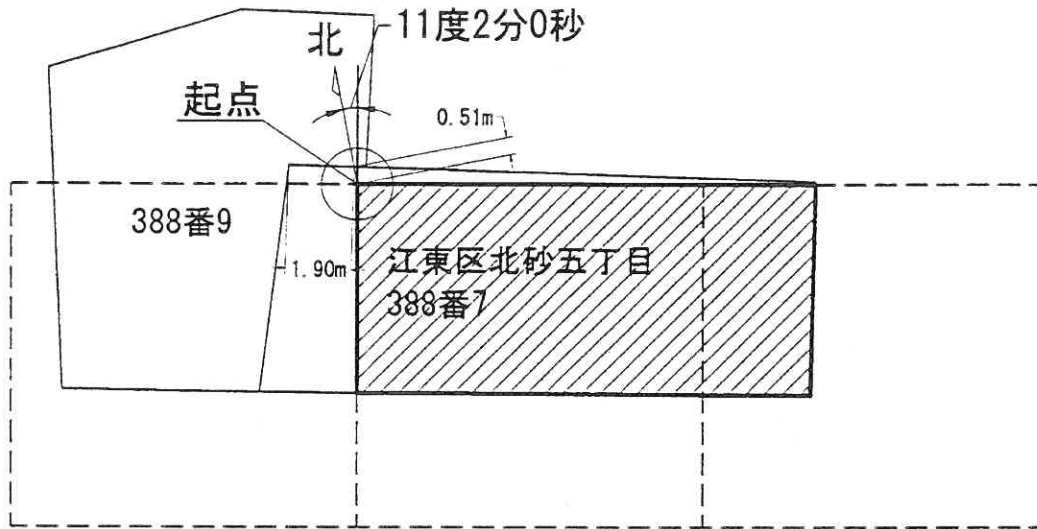
●東京都告示第二百九十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年三月七日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区北砂五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、シスー・ニージクロロエチレン及びテトラクロロエチレン

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、江東区北砂五丁目388番7の北端から、筆境界に沿って東へ1.90m、さらにその点から南へ0.51mの地点とする。

【格子の回転角度(11度2分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◎東京都告示第二百九十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第四十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年三月七日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区王子五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去